

女性・ジェンダー・歴史

イギリス女性史研究会

第4号

発行日 2010年3月31日

第13回例会報告

女性と親密圏—福祉史の視点から—

2009年12月19日（日）成蹊大学において、イギリス女性史研究会第13回例会「女性と親密圏—福祉史の視点から—」が開催された。

すでにニュースレター第3号の「問題提起」（高田実）で詳しく論じられているが、例会のねらいは、市場主義のグローバルな展開によってローカルな共同性が破壊されるなかで、新たな共同性をどのように再編するのか、その際、家族や親密圏はどのように考えたらよいか、これを女性史・ジェンダー史の視点から問い直してみようという点にあった。具体的には、福祉の歴史、とくに1920年代、30年代の家族手当を検討の対象とした。国家は、なぜ、いかなる意図のもとに、どのように家族を再編しようとしたのか、それは女性にとっていかなる意味をもったのか、家族手当を求める下と上からの動きをあわせて検討することで、家族の維持・再生が時代の課題となったことの意味を検討した。この歴史的経験の検討を通じて、今日の「女性と親密圏」の問題への展望もえたいと考えた。

例会では、まず高田実（下関市立大学経済学部）から問題提起がなされた。その後、赤木誠（一橋大学大学院）が「家族手当と家族の再編—大戦間期を中心に—」と題する報告を行い、これに対して中野智世（京都産業大学経営学部）が「1920年代ドイツの『家族保護』との比較から」というコメントを行った。休憩後、今井けい（大東文化大学名誉教授）の司会により討論に移り、1時間を超える熱い議論が展開された。

以下、赤木報告、中野コメント、全体のまとめを掲載する。

別冊・2009年度総会議案書があります。

目次:

例会報告	1
女性と親密圏 —福祉史の視点から—	
報告(赤木誠)	2
コメント(中野智世)	3
まとめ(今井けい)	4
書評	5
新しい女性市民像の 誕生(大石和欣)	
リレー討論	6
いま、女性史に問わ れているもの —第1回 私「女性」 について語りすぎたの だろうか(奥田伸子)	
研究会予告	8



【報告】

家族手当と家族の再編—大戦間期を中心にして—

赤木 誠



本報告の目的は、家族／児童手当をめぐる構想の展開過程に焦点をあてて、大戦間期イギリスにおける児童に対する福祉政策の特質を検討することにある。

19世紀末以降社会問題となったイギリス人の「退化」と戦争の進展は、母子福祉が整備される一つの契機となった。その結果、20世紀前半イギリスにおいては、国家による母子に対する多様な現金給付構想が打ち出された。大戦間期は、こうした多様な構想が「一本化」されていく時期であった。

大戦間期の家族／児童手当に関する先行研究では、ジェンダー研究においては、フェミニズム運動としての家族手当運動、政策史研究においては、1918年にラウントリイが規定した「標準家族」に対する手当をめぐる議論に終始する傾向にあった。これに対し、本報告では、フェミニズム的側面をもつ団体（FESとCMC）の多様な活動と普遍的な手当構想へ至る経緯を詳細に検討することで、大戦間期イギリスにおける家族／児童手当運動の多元的な構成と展開の独自性を把握することを試みた。

大戦間期の家族／児童手当をめぐる構想の展開には、二つの局面が存在した。第一は、第一次大戦期までの限定的な手当の支給対象が「一般化」され、普遍的な手当に関する議論が深まった1920年代である。第二は、出生率の低下や種々の社会調査の結果などの「インパクト」によって、多様な構想が、普遍的な児童手当へと一本化していった1930年代である。

1920年代は、女性参政権獲得をうけて女性の経済的自立をめざした「(新しい) フェミニズム」や標準家族の想定のはかりに関心が高まるなかで構想が展開した時期であった。その結果、1920年代における家族手当をめぐる構想は、フェミニズムを背景とした母親手当運動、家族賃金概念を背景とした標準家族に対する「生活賃金＋児童手当」構想、社会調査の結果を背景とした非標準家族に対する無拠出児童手当構想が、それぞれ女性団体、政党とTUC、FESという三つの主体を軸として展開した。

1930年代半ば、中央の行政機関（UAB）と民間のヴォランティア団体の間には貧困観をめぐる対立が存在していた。UABの委員マーカムは、自身がおこなったリヴァプールのフィードバック調査によって両者の対立を解消した。ついで、1930年代末、マーカムの提案によって設置された国家とヴォランティア団体の関係のありかたについて議論がかわされたりヴァプール協議会におけるマーカムによる調整の結果、効率的な役割分担という両者の協働がリヴァプールにおいて実現した。また、大戦間期は、「リベラル・リフォーム」以降、国家が直接的に福祉政策に関与していく中で、国家、地方当局、民間のヴォランティア団体など、福祉の供給主体の役割が再編された時期でもあった。1914年以降の学校給食サービスや1918年母子福祉法、あるいは本報告で検討した1930年代末のリヴァプールの事例は、こうした側面を示す事例であるといえる。

本報告はどのような含意を持つのであろうか。これまでの研究では、大戦間期は、「リベラル・リフォーム」から戦後福祉国家への「移行期」としての位置づけにとどまってきた。しかし、本報告で検討したように、大戦間期は、ローカルな公共圏からナショナルな公共圏へと児童に対する福祉をめぐる空間が拡張したことをうけて、両者の「せめぎあい」によって、国家や「社会的なるもの」と親密圏との関係が漸進的に再編されていった時期であった。以上から、大戦間期は、「福祉の複合体」としての福祉国家成立史という実態を描出するうえで重要な時期であったといえよう。



【コメント】

1920年代ドイツの「家族保護」との比較から

中野智世

まず赤木報告の要点を確認しておく。大戦間期イギリスにおいては、家族/児童手当をめぐる多様な構想が存在した。母親の経済的自立を目指す母親手当、貧困家庭対策としての家族手当、あるいは児童の貧困改善を前面にすえた児童手当などがそれであり、その背景には、女性、貧困、児童、人口問題など異なる論点が存在した。赤木報告では、それらが「普遍的な」児童手当として最終的に一本化され、制度化されていく過程が、具体的な運動、調査、制度設計の各局面に即して分析された。

このような報告について、二つの問いをあげたい。ひとつは、家族手当の実現の過程を、多様な構想が「一本化」される過程として理解してよいかどうかである。つまり、それぞれの構想は異なる政策対象(母親、母子、児童あるいは家族)とねらい(女性の経済的自立、賃金増加、出生力対策、貧児対策)をもっており、最終的に導入された児童手当はその一部を制度化したのみであって、他の論点は取り残されたままなのではないか。また、これら多種多様な構想は確かに「家族」をうたっているけれども、それは果たして「家族そのもの」に向けられた政策なのだろうか。むしろ、家族機能の一部の肩代わりや介入を通して、貧困や出生力といった問題の解決を意図しているようにもみえる。

こうした疑問から生じる二つめの問いは、国家には、児童手当＝家族の再編を意図した家族政策があったのかどうかという点である。児童手当は現在では家族政策の重要な指標の一つとされるが、当時においてもそうだったのか。当時の児童手当は、第一義的には貧困対策だったのではないだろうか。児童手当の「一般化」、「普遍化」をめぐる議論の中に、国家による家族の積極的再編を意図した構想は存在したかということを確認したい。



次に、赤木報告を前提として、ドイツの福祉史との比較から「女性と親密圏」を考える糸口として、以下三つの論点をあげておく。

まず、赤木報告で検討された児童手当についてみると、ドイツで児童手当が導入されたのは1930年代末のナチ体制下、人口政策の一環としてであった。しかしこれは戦後すぐに廃止され、その後の西ドイツにおいても児童手当は主要な役割は果たさなかった。児童手当の欠如の背景には、国家による介入を抑制しようとするカトリック補完性の原理があり、児童手当に限らず、国家による家族への直接的介入は1970年代すぎまで抑制的であった。

第二に、ドイツの救貧・福祉制度においては、「家族」がひとつの単位として、とりわけ経済的共同体として前提とされていたことを指摘しておきたい。例えば、救貧、公的扶助における現金給付の単位は常に世帯であり、個人ではなかった。また、対人援助業務(ソーシャルワーク)においても家族関係の維持が前提とされ、家族の社会化機能が重視された。たとえば、対人援助の方法・原則として1920年代に導入された「家族保護」は、「家族のもつ潜在能力の強化と保護」を目的とし、当時のソーシャルワーカーは「家族保護ワーカー」と称されていた。こうした家族の強調の背景には、ヴァイマル憲法119条における「家族の強化と保護」条項や、文明批判的な「家族の危機」論も存在していた。もっとも、1920年代末からは優生学・人口学的観点からの「家族の保護」が優勢になる点には注意が必要である。

最後に、福祉領域における「家族」という 이슈にかかわるアクターとして、ふたつの主体をあげておく。ひとつは市民的女性運動穏健派であり、そこでは、母性主義と結びついて、家族こそが「女性の関与すべき」領域と認識されていた。このグループの女性の多くが「家族を守る」ため福祉領域に参入し、制度設計にも関与していった。もうひとつのアクターはキリスト教会である。キリスト教政党を通して、特にカトリックの家族観、家族規範が、20世紀の社会・福祉政策にも強固な影響を与え続けていたことがドイツの特徴であろう。

全体のまとめと論点の整理

今井けい

女性はこれまで無償の家事労働と、ときに低賃金の有償労働にも従事しながら、人権は無視されたままであった。「家族」は女性にとって桎梏であり、そこからの解放が女性運動の目標であった。緩慢とはいえ、現在その方向に進んでいるといえよう。

他方1980年代における新自由主義の台頭とその後の経済・社会のグローバル化は過剰な競争を生み、相互扶助に不可欠な家族や共同体の解体をもたらしている。家庭内暴力や子どもの虐待あるいは農村の疲弊はその好例といえる。個は共同体（性）があってこそ存立し得るし、その逆もまた然り。個と共同性の関係とそのあるべき姿の模索は家族＝親密圏と不可分な女性のみならず社会全体がとり組まねばならない喫緊の課題である。こうした高田氏の問題提起に答えて、報告者の赤木氏は両大戦間期に重点をおきながら「家族手当」問題がいかに取り上げられ（「調査」）、実現のための「運動」が展開されて「制度設計」に到ったかを詳細に報告した。

その際報告者は「福祉の複合体」概念を用いて、国や地方のパブリック・セクターのみならず非営利のヴォランティア・セクターが、それらの間の対立と協働を経て、「家族手当」実現にこぎつけた経緯を明らかにした。論点として報告者は（1）家族手当をめぐる構想の背後に母親の経済的自立のための母親手当、貧困解決のための家族手当、児童の健康と福祉を目指す児童手当が存在した、しかし（2）それらは児童手当に収斂したとする。貧困はそれまで失業が原因とされたが、ラウントリオの「調査」（1899年）によって低賃金と多子がそれにおとらず大きな原因であることが判明。のちにラスボーンはこの結果から「貧困除去の具体的な方策として国からの支給による家族手当制度を提唱した。」（「運動」）。だが、母子を含んだ家族手当は、労働組合などから反発があっただけでなく、その後のさらなる調査によって、児童の貧困がいつそう明白になった。私（筆者）はさらに別の観点すなわち家族手当は家族＝母性につながるとする平等主義フェミニストからの反対もあって「家族手当」から児童手当へと要求の内容を変えたと見ている。政府側からは1920年代以降家族手当運動でラスボーンに協力してきたベヴァリッジが資力調査や抛出によらない児童手当案の策定に貢献し、1945年に家族手当法として成立したのである（「制度設計」）。中身が児童手当であるのに「家族手当法」となった理由はいまだ不明である。

以上から、イギリスの戦間期における「家族再編」プログラムはまず家族手当による貧困からの脱出だったと言える。19世紀にヴォランティアたちが展開した「家族訪問」運動は家族問題が社会・政治問題であることを明らかにした（e.g. B. WebbによるCOS批判）。こうした歴史によってイギリスでは個々の「家族」＝親密圏への内側に入るより、社会全体の改革に向かった。家族問題には、したがって「ミニマムにしか干渉しない」「家族手当もフラット制」にしたのである。これに対してコメンテーターの中野智世氏からは戦間期を中心としたドイツにおける家族重視＝「家族保護」の実態が紹介された。家族こそがすべての単位とされ、困窮家族に対してはヴォランティアのちには自治体職員（「家族保護ワーカー」と呼ぶ）も加わる一によって金品の提供だけではなく住居環境・衛生状態の改善、洋服の買い方も含めた家政教育など家族生活全般に及ぶ教育とケアが提供された。この「家族中心」思想は市民的女性運動穏健派の母性主義と結びついているという指摘は、ドイツ女性運動の特徴を示していて興味深い。

フロアからは「家族手当で結局何を解決したか」の質問が出た。それは上述のように不十分とはいえ家族手当＝児童手当を実現して、多子家族の貧困の克服にあたったこと。また、その過程で3つの重要な点を明らかにした。第1にそれはヴォランティア団体・自治体・国家という大きな組織間の長期にわたる調査と議論と活動を通して実現し、「福祉の複合体」論の妥当性を立証したこと。第2にラスボーンの活動はフェミニストとしてよりは「家族手当を社会保障政策の一環として位置づける」ものだったこと。すなわち、「失業」「疾病」「無知」などの根絶をはかったベヴァリッジの「包括的」「普遍的」な社会保障政策の一つとして定着したことである。

しかし、半世紀を経た今、社会保障費は国家財政を圧迫し、家族の中では成員個々の人権侵害が生じている。個と共同体の双方がそれぞれにおいて、またその関係性において崩壊しつつある時、戦間期のドイツの「家族保護」活動は批判的にせよ検討に値する。

フランスの社会政策研究者からはフランスの歴史と現状が紹介され、また、イギリス企業による福利厚生策の有無についての質問も出た。英独のみならずフランスの子ども手当について、あるいは対象年代も戦間期から現代にまでおよんで、活発な議論が今後の課題を浮き彫りにした。

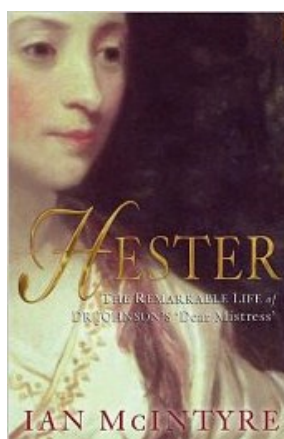
書評

新しい女性市民像の誕生

大石和欣

Alan Richardson and Catherine Dille (eds.), *Women's Travel Writings in Italy* (Pickering and Chatto, 2009) に所収されたヘスター・ピオッツィ (Hester Piozzi, 1741-1821) の大陸旅行記は、再婚したイタリア人の夫とともに1780年代に見物したフランスやイタリアの風物・習慣を女性の目から記録していて面白い。それ以前にも女性の海外旅行の例はあるが、旅行記がこの頃から増加するのは、女性たちが行動範囲を広げる物理的・経済的・社会的基盤が確保されたと同時に、その文化的価値が認知されるようになった社会背景があるのだろう。

そう考えたのは、イアン・マッキンタイア (Ian McIntyre) による彼女の伝記 *Hester: The Remarkable Life of Dr Johnson's 'Dear Mistress'* (Constable, 2008) を読んだからである。



由緒はあるが困窮したウェールズのジェントリー、サルズベリー家に生まれたヘスターは、叔父の勧めに従いロンドンのサザークで醸造業を営み、やがて下院議員にもなる富裕なスレイル氏と結婚する。気の進まない結婚ではあったが、郊外の別荘でサミュエル・ジョンソンやジョシュア・レノルズ、フランシス・バーニーなど当代

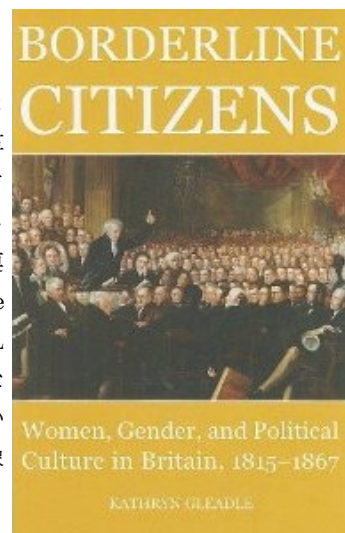
きつての文化人と交友を重ね、一大サロンを形成していく。特にジョンソンとの親交から彼女が作家として得たものは大きかったし、ヘスターなしにジョンソンの文筆生活もありえなかった。ブルーストッキングズの周縁に位置づけられることもある彼女だが、男女の分け隔てなく文化人をホストし続けた点で、むしろ文化的求心力を持っていた。

さらにこの伝記では、膨大な量の日記や手紙から、主張を持った一人の女性の生き方が浮き彫りにされている。スレイルが1781年に亡くなり遺産を手にした彼女は、ジョンソンとの関係を噂する世間に逆らうように、イタリア人歌手ピオッツィと再婚する。階級や宗教の点でも相違する二人の結婚は、スキャンダルを巻き起こし、ジョンソンやバーニーなどの友人や子供たちとも絶縁状態になってしまう。晩年に、ピオッツィ

の甥に財産譲渡したり、孫ほどの年齢の俳優と再々婚を考えたりするのも、無思慮な行為に思われがちだが、自分の信条を固持し、資産と生涯さえも自らコントロールし続けた女性の意志をそこに認めるべきだろう。とはいえ、ヘスターは18世紀の特異な女性として片付けられない。下院議員だったスレイルの政治活動には必要がない限り関与しなかったし、常に社会におけるジェンダー差を意識していた。また、疎遠にはなったが娘たちとの文通や家族愛にもこだわり続けている。レオノア・ダヴィドフやキャサリン・ホールが19世紀の社会に認めた「家庭イデオロギー」はヘスターの言動にも当てはまる。

問題なのは、この頃から19世紀半ばの女性にとって「公 (public) / 私 (private)」の境界線が複雑かつ多様化していることだろう。キャスリン・グリードル (Kathryn Gleadle) の *Borderline Citizens: Women, Gender, and Political Culture in Britain, 1815-1867* (Oxford UP, 2009) はその点で斬新な視座を提供する秀逸の書である。女性による選挙活動や慈善運動などの「公的」行動に対しては賛否両論が沸き起こるが、いずれにも「家庭イデオロギー」への鋭敏な意識があることを膨大な史料の中から丁寧に読み解いていく。女性の「家庭的美徳」を強調しつつも政治的関心の重要性も指摘するサラ・ルイスやサラ・エリスなどのケースもあれば、女性参政権運動をしながら「家庭」との両立を果たそうとする女性もいる。つまり、彼女たちは「公」でもないし、「私」でもない境界線上を往復し続ける市民なのである。

特に昨年3月の来日時の講演の基となった第4章、第6章では、「公共圏」に対して「教区圏」、「コミュニティ圏」という概念が提示され、教区内で教育改革や農業改革を行うメアリ・アン・ギルバートのような女性たちの連携の中に、“Borderline Citizens”の政治性を見出そうとする魅力的な議論が展開されている。新たな女性市民像の誕生がここにある。



《新企画 リレー討論》 いま、女性史に問われているもの

いま、女性史に問われているものは何か？ これについて、リレー討論を企画してみました。日頃、論文のなかで、必ずしも明示的に語られているわけではない、「何を、なぜ問題にしているのか」、「わたしは何にこだわっているのか」、「これから何を課題として取り上げるべきか」など、率直に現代の女性史の方法論の課題について、議論する場を設定したらどうだろうかという案が持ち上がりました。

そこで、しばらくの間、リレー討論形式で、この問題について、自由に論じてもらおうと考えています。できるだけ幅広い方々にご登壇願ひ、われわれの視野を広げるとともに、今一度立ちどまって、「いま、なぜ女性史か」「なぜ、ジェンダー史か」を問い直したいと思っています。

初回は、イギリス女性史の幅広い分野で活躍されておられる奥田伸子さん（名古屋市立大学人文社会学部）にご寄稿いただきました。

第1回 私は「女性」について語りすぎたのだろうか

奥田伸子

（いただいたタイトルは「いま、女性史に問われているもの」であったが、私はこれをジェンダー史と読みかえることにした。このエッセイにも述べるように、私は「女性史」という概念に抵抗があるからである。また、本文で「女性」「男性」とカッコつきで書くときには、肉体的に女、男であり、社会で他者からそのようにみなされているひとをさす。この言葉も問題を含んでいるが、私はより適切な言葉を現在のところ見出せない。）

日本近世史研究者の長野ひろ子は、2006年に上梓した『ジェンダー史を学ぶ』において「たんに男女を比較するデータを作成したり、資料を探し出してくるだけでは、それら（ジェンダー研究－奥田）の意図が具現化されるとは、必ずしも言えないことになる」と述べ、「女性」に言及すれば、あるいは男女の比較をすればそれでジェンダー概念をとりいれたことになるという研究態度を批判した（長野 2006、p. 21）。私にも、ジェンダーに従来何の関心も寄せなかった人があるとき突然、自分の研究にはジェンダー研究の要素もあると口にしたが、その内容は自らの研究対象においても「女性」が一定の役割を果たしていたことがわかっただけ、という経験がある。その瞬間の私の思いは、上記の長野のそれとほぼ同じであった。それとともに、「私は『女性』について（定義することなく）話しすぎた」という反省の念もわいた。

これまで全くジェンダーに関心を示さなかった分野あるいは研究者が、ジェンダーという言葉を用いるようになったのは、それだけジェンダー概念が人口に膾炙し、多くの分野の研究者にとって無視できなくなった事を意味するだろう。私は、これはジェンダー

史に関心を持つ人間にとって好機だと思う。しかし、好機をいかすためにはジェンダー史にたずさわる研究者からのより積極的な働きかけが必要である。ある歴史分野でジェンダー概念を用いることが研究にいかなる豊かな成果をもたらすのか、そして、それはなぜかを示す「責任」はジェンダー概念を用いた側にある、と考える。ジェンダー概念が政治史（外交史）・経済史・思想史・宗教史・帝国史・科学史などの研究に何をもたらしたのか、ジェンダー概念を意識的に用いることによって歴史理解はどのように変化するのかを示すことは必要である。より具体的にはJWHNのような組織が率先して、さまざまな分野の学会に出て行って、提示すれば面白いであろう。

その際に、研究対象は「女性」に限る必要がない。「〇〇における女性」「女性△△」と銘うった研究を継続し、〇〇や△△を拡大していくような研究は結局、「女性史」研究のゲッター化を招くだけだと思う。「女性」に焦点を当てた研究では、「女性」が存在しない場にたいする研究はおろそかになる。「女性」がいない場こそ、ジェンダー研究にとって興味深い。「男性」あるいはトランスジェンダーについて語ることによって、女性性、男性性の構築・表象やその意味をより鮮やかに示す、豊かな歴史理解が得られるであろう。

ジェンダーは個のアイデンティティにとってはひとつの要素に過ぎない。もちろん、エスニシティやクラス、宗教、職業などすべて同様である。ひとは万華鏡のような存在であり、ただひとつのアイデンティティに基づいて行動しているわけではないし、異なる場面で自らのさまざまな側面を表に出しながら戦略的に生きている。スチュワート・ホルの提起をうけ、ルイーザ・ライアン

は「アイデンティティとは固定的であるどころか、異なる社会的役割、場所や状況、関係性をとおしてさまざまに異なった方法で交渉されるものである」と述べた（Ryan, 2008）。一人の人間を理解する上でジェンダー概念はごく一部を説明するだけである。逆に言えば「女性」の間の共通の体験やシスターフッドは必ずしも成り立ちえないことを意味する。その意味でも「女性史」は存在しないのである。だからこそ「〇〇における女性」「女性△△」研究をただ継続・発展させるのはよくて不十分、悪くすると「後ろ向き」なのである。ジュディス・バトラーの『ジェンダー・トラブル』の訳者解説において、竹村和子は同書の主張は「女」を分析対象として排除することではなく、「女というカテゴリー」捏造の系譜を批判的にたどることだとしている。私が「『女性』史は存在しない」というのも「女」を分析対象から除外することを主張するわけではない。が、安易に「女性」を指定し研究することを否定しているのである。それゆえに、私は「女性史」という言葉を使わないようにしようと思う。

近世・近代イギリスの研究に即しながら、坂下史は「女性」史とジェンダー史の差異について述べるとともに、ジェンダー的視点に立った歴史研究として「女性」史だけが想起されるのは重大な誤解であると指摘した（坂下、2006）。「女性」について語らなくとも、私たちが「女性」史研究をとおしてこれまでに得たさまざまな歴史的な理解やそれによって鍛えられた視点・理

論・方法論が失われるわけではない。坂下の論文は、「女性」史の問題点についても明確に提示する一方で、「女性」史のこれまで成果についても高く評価している。スコットのジェンダー概念が「女性」を本質主義的に捕らえているという批判がなされてから久しい。「女性」を語ることを止め、ジェンダー、エスニシティ、職業、階級、宗教その他さまざまな側面をもった人間を、ジェンダー概念にやや重きを置きながら語る時期に来ているのではないだろうか。

＜引用・参考文献＞

ジュディス・バトラー著 竹村和子訳 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社、1999年。

長野ひろ子『ジェンダー史を学ぶ』吉川弘文館、2006年。

Louise Ryan, 'Becoming Nurses: Irish Women Migration and Identity Through the Life Course' in Louise Ryan and Wendy Webster eds. *Gendering Migration: Masculinity, Femininity and Ethnicity in Post-War Britain*, Ashgate, Aldershot, 2008.

坂下史 「西洋近世・近代史とジェンダーの視点——イギリスを中心に」 東京女子大学文理学部史学科編 『ガイドブック——ジェンダーから見る歴史』東京女子大学文理学部史学科、2006年。

新入会員紹介（2）

大変うれしいことに、前号から6名の新しい会員を迎えることができました。そのうち、3名の方から自己紹介の文章をいただきましたので、前号に引き続き掲載します（あいうえお順）。お近くに本会にご関心のある方がおられましたら、お誘いください。

◆佐藤清隆

私は、長いことイギリス近世社会史を勉強してきていますが、最近はちょっと専門分野をはみ出し、レスターという地方都市をフィールドに第2次世界大戦以降の多民族・多宗教統合や移民コミュニティの歴史についても調べたりしています。所属は明治大学文学部です。

◆中野智世

昨年末に入会させていただきました中野智世と申します。ドイツ近現代史、社会福祉史を専門としており、目下、ケア労働とジェンダー、宗教と女性といったテーマに関心をもっております。どうぞよろしく願いいたします。

◆永嶋信二郎

愛媛にある聖カタリナ大学に所属しています。社会保障論を専攻しており、ベヴァリッジ研究を中心としたイギリス福祉国家思想史に関心があります。福祉国家と女性・ジェンダーに対する示唆が得られればと思います。

告知板

●JWHN第14回例会

2010年6月12日(土) 11:30～13:00

場所: 甲南大学 (会場: 詳細は後日JWHNホームページに掲載)

報告: 溝口昭子氏 (東京女子大学)

「南アフリカの小さなヴィクトリア女王」が“New Woman”を目指すとき: Olive Schreinerの*From Man to Man* (1926)における性と人種を巡るポリティックス(仮)

●ジェンダー史学会・JWHN共催シンポジウム

2010年6月12日(土) 14:00～17:30、場所: 甲南大学

“New Woman”の記憶——100年前の「new(新しさ)」を比較再考する

今から100年ほど前、19世紀末の欧米諸国で、そして日本や東アジア諸国に(わずかな時差とともに)登場した、“New Woman”と呼ばれた女性たちを再考する。彼女たちの何が“new”と認識されたのか。この“new”は、「他者」と遭遇したとき、階級やエスニシティといった別の境界線に直面したとき、あるいはその境界を超えたときにどう変化したのか。また、この“new”は、彼女たちのジェンダーやジェンダー認識とどう関わっているのか。そして、この“new”は、いかに記憶されたのか。以上の問題を比較ジェンダー史の視点から再考してみたい。

◇司会進行 北原恵氏 (大阪大学)

◇報告

牟田和恵氏 (大阪大学) 「New Women/新しい女をめぐる政治」

山内恵氏 (津田塾大学)

「ニューウーマンからニューマザーへの模索—C・P・ギルマンのジレンマ」(仮)

石井香江氏 (四天王寺大学)

「時代を超える〈ノイエ・フラウ〉の挑戦—ヒルデ・ラートウーシュの足跡をたどって」(仮)

◇コメント 井野瀬久美恵氏 (甲南大学)

●山川菊栄生誕120年記念事業の開催

山川菊栄(1890～1980年)の生誕120年・没後30年を記念して、彼女の現代的意義について考える企画が開催されます。(1)連続学習会(5月23日、6月20日、7月31日)、(2)シンポジウム「山川菊栄の現代的意義—いま女性が働くこととフェミニズム—」(11月3日)、(3)出版・展示・ビデオ、の3本立てです。JWHNの会員も報告者に名を連ねています。詳しくは、別紙のチラシをご覧ください。

●2009年12月19日に定期総会を開催しました。議案書は別冊で同封しております。

新事務局は以下のとおりです。よろしくお願い申し上げます。

【常任事務局】井野瀬久美恵(代表)、香川せつ子(副代表)、梅垣千尋、佐藤蘭香、高田 実

【事務局】今井けい、河村貞枝、奥田伸子、大石和欣、山本淳子

編集後記

俗にいう「3号雑誌」の峠を乗り越え、4号までたどりつきました。新たな連載企画として「<リレー討論> いま、女性史に問われているもの」を開始しました。いろんな方々にご登壇いただき、できるだけ広い視点から、女性史の今後を考えてみたいと思っています。(編集責任 高田 実)

イギリス女性史研究会事務局

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25

青山学院女子短期大学 梅垣千尋研究室

E-mail: jwhn_adm@ybb.ne.jp

URL: <http://jwhn.org/>

郵便振替: 00180-2-562608 (年会費 2000円)